

令和6年

第3回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年3月26日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

	9番 鈴木 洋 有
	10番 吉 川 正
3番 二 宮 賢 一	11番 添 田 政 夫
5番 古 正 輝 子	12番 加 藤 正 和
6番 平 原 則 子	13番 柳 田 孝
7番 竹 内 欣 也	15番 欠員
8番 石 井 雅 浩	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

1番 安 池 雅 美 2番 青 木 貞 治

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃 書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

議案第9号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第5号 大磯町の平均的農地賃借料について

議長 ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので令和６年第３回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１番安池雅美委員及び２番青木貞治委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、３番二宮賢一委員と５番古正輝子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

書記 ただいまの議事日程の議案第６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」ですが、３月２５日（月）の朝、農業委員から、３月２３日（土）に申請地に土砂が搬入されたとの報告があり事務局で現地確認を行いました。現地確認後、県と協議した結果、是正するまでは申請書は受けられないので保留扱いとするとの回答があり、申請者に連絡をしましたが、本日時点では是正されていません。

議長 県は是正されるまで保留扱いとするとのことですが。ただ今の報告について、何か発言ございますか。

委員 議案が出されているのだから、保留ではなく取り下げ扱いではないのか。

書記 書類に不備はないので、保留なのか、取り下げなのかは県に確認します。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の審議について、保留扱いとすることについて賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は保留扱いとすることに決定いたしました。

議長 その他について何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第７号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第７号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定につきましては、議案書３ページの新規設定１件で、場所につきましては総会資料の２ページをご覧ください。

大磯町長より令和６年３月８日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第７号１番を朗読》

書記 議案第７号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は寺坂地区の露地畑１筆です。借り手は、かながわ農業サポーター終了後に大磯町に新規就農した農家で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく賃貸借の新規設定となります。借り手が継続して農地を借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

なお、３月１１日に寺坂地区担当の柏木推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第７号１番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第７号１番の農地について、３月１１日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地となっていた露地畑で、借り手が継続して借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第７号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第７号１番について、原案とおり決定することに賛

成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第7号1番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第7号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案」につきましては、議案書5ページの1件です。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。大磯町長より令和6年3月8日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用集積等促進計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第8号1番を朗読》

書記 借り手は西小磯で新規就農した養鶏農家の方で、当該農地は町内の法人が農地中間管理制度を利用して神奈川県農業公社から20年契約で借りていましたが、法人の解散に伴い合意解約されて、現在は神奈川県農業会議が管理している農地です。合意解約後は遊休農地となっていました。養鶏農家が借りることで遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、3月11日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第8号1番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番竹内です。議案第8号1番の農地について、3月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

借り手は養鶏農家ですが、当該農地では露地野菜を栽培することによって、若手の農家が借りることで農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるということです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 真ん中に植えてある木は栗の木ですか。

書記 栗の木です。

委員 栗の実が落ちるとイノシシの餌場となりますので獣害対策をきちんとしていただきたい。

書記 栗だけでなくシカは野菜の新芽を食べてしまうため、借り手には獣害対策について伝えてあります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、農用地利用集積等促進計画案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長 次に議案第9号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

なお、2番から4番は農地所有者が異なりますが、非農地証明後の利用目的が同一ですので一括して審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第9号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書6ページと7ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

事務局 《議案第9号1番から4番を朗読・説明》

書記 議案第9号1番から4番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」(平成24年8月1日施行)に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

最初に1番について説明します。

当該農地は、隣接地に住宅が建てられた時より敷地の一部として取り込まれて庭地となっており、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、3月11日に生沢地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

7番委員(竹内) 7番竹内です。議案第9号1番の農地について、3月11日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、隣接地の住宅敷地と一体化しており農地性がない状況であることを確認しました。

また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 他に質疑がないようですので、議案第9号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第9号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

書記 次に2番から4番について説明します。

当該農地は、住宅敷地や相続以前の10年以上前から耕作放棄地として農地復元が困難な状況となっていて、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

また、2番から4番の農地については非農地証明後にキャンプ場施設に転用される予定です。

なお、3月13日に黒岩地区担当の二宮委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした黒岩地区担当の二宮委員から説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第9号2番から4番の農地について、3月13日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、廃屋が建っていたり、道路及び駐車場となっていたり、周囲の山林と一体化して藪となっており農地性がない状況であることを確認しました。

なお、2番と3番は隣接農地をキャンプ場が購入して農地として利用予定であるとのことなので周辺の農地には影響はないと考えられますが、4番についてはゴルフ場側の隣接農地は同じくキャンプ場が購入して農地として利用予定と聞いていますが、反対側の隣接地は農地所有者がしっかり営農されているので、事前にキャンプ場の経営者が農地所有者に説明をして同意を得ていただきたい。

また、その様なことから２番・３番と４番の審議は一括ではなく別に扱っていただきたい。

議長 わかりました。２番・３番と４番の審議は別にすることによってよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ただいま説明がありましたとおり、２番・３番と４番の審議は別にします。これより、２番・３番の質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 他に質疑がないようですので、議案第９号２番と３番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第９号２番と３番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、４番の質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は転用可能なのですか。

書記 白地なので要件を満たせば転用が可能となります。キャンプ場の経営者の話では駐車場にしたいとのことでした。

委員 当該農地は町道から低い窪地なので造成が必要と考えられますので、土砂などで隣接農地が影響を受けないようにしていただきたい。

書記 農地転用許可申請において同意書の添付（任意）がありますし、土砂流失や雨水排水対策、ゴミ問題や排ガスなどによる農作物への影響が考えられますので、隣接農地に十分配慮した計画となるようキャンプ場に対して要求していきます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第９号４番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者５名、反対者５名の同数となりましたので議長採決となります。私は賛成に
挙手します。

よって、賛成者多数により、議案第９号４番について非農地証明を交付することに
決定いたしました。

以上で議案第９号のすべての審議が終了しました。

議長 次に報告第１号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局
より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第１号につきましては、議案書８ページの１件でございます。場所につきまし
ては総会資料の７ページと８ページをご覧ください。

事務局 《報告第１号１番を朗読》

書記 報告第１号１番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め
完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、２月２９日に馬場地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行い、すべて
の農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第１号１番につきましては現地調査をお願いした馬
場地区担当の吉川委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１０番委員（吉川） １０番吉川です。報告第１号１番の農地について、２月２９日に私
と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認してお
ります。

議長 ただ今の報告第１号１番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第１号を終わりにしま
す。

議長 次に、報告第２号「農地法第３条の３の規定による受理通知書」について、事務局
より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第２号「農地法第３条の３の規定による受理通知書」につきましては、議案書
９ページの１件でございます。

事務局

《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書10ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の9ページと10ページをご覧ください。

事務局

《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書11ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の11ページから13ページをご覧ください。

事務局

《報告第4号1番から3番を朗読》

書記 報告第4号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 次に報告第5号「大磯町の平均的農地賃借料について」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第5号「大磯町の平均的農地賃借料について」につきましては、議案書12ページをご覧ください。

事務局 《報告第5号を朗読》

書記 令和5年1月から令和5年12月までの大磯町の10アール（1反 $\div$ 1,000㎡）当たりの平均的農地賃借料につきましては、前年と比較して水田の賃借料は12,600円と変わりませんが、畑の賃借料は13,000円から12,100円となりました。
なお、今回の賃借料につきましては農地法第52条に基づき、農地の賃借料情報を告示し、町のホームページにも掲載する予定です。

議長 ただ今の報告第5号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 賃借料の基準値ということですが、きちんと管理されて直ぐに耕作ができる優良な農地もあれば耕作放棄地もあり、何でもこの額で契約しなければいけないと勘違いされてしまうのではないかと。

書記 その様な危惧があると考えられますので、告示書には但し書きを付けるようにします。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第3回大磯町農業委員会総会
を閉会いたします。

(午後2時23分)

議長 最後に、事務局から連絡、報告等があります。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

令和6年4月25日

大磯町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員